

社会福祉法人井ノ口会費用弁償に関する規程

平成14年5月29日 制定
平成14年10月22日 改正
平成16年1月23日 改正

第 1 条 この規程は、社会福祉法人井ノ口会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）及び当法人が行う事業の遂行のために必要となる特別な知識・技能を提供する者が、法人の用務のために旅行する場合に支払う費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 費用弁償の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 日当
- (3) 宿泊料

2 旅費は、社会福祉法人井ノ口会職員旅費支給規程第9条から第12条の規定に基づいて算出した額を支給する。
但し、同規程による車賃を支給する場合にあっては、次の表に掲げる用務区分によって、路程距離を算出するものとする。

用務区分	路程距離の区間等	車賃の額	摘要
理事会・監事会・評議員会	自宅から会議の開催場所までの距離	1キロメートルにつき 18円	25,000分の1の地図上で計測した距離
法人又は施設が開催する会議	法人事務局所在地から対象者の自宅までの路程区間（会議の場所が法人事務局所在地以外の場所の場合には、法人事務局所在地から会議の開催場所までの路程距離）	1キロメートルにつき 18円	理事会、監事会、評議員会以外の会議
視察・研修等	法人事務局所在地から視察又は研修の会場所在地までの路程区間		
法人以外の老人福祉事業関係者が開催する会議	法人事務局所在地から視察又は研修の会場所在地までの路程区間		

3 日当は、次の表に掲げる用務区分によって支給する。

用務区分	日当の額	摘要
理事会・監事会・評議員会	1日につき7,000円	
法人又は施設が開催する会議	1日につき3,000円	理事会・監事会・評議員会を除く。
岐阜市内、本巣郡内又は山県郡内における視察・研修等	1日につき2,000円	
岐阜市、本巣郡及び山県郡以外の市町村における視察・研修等	1日につき3,000円	宿泊を伴う場合には、 1日につき1,000円を加算する。
法人以外の老人福祉事業関係者が開催する会議	1日につき2,000円	宿泊を伴う場合には、 1日につき1,000円を加算する。

4 宿泊料は、現に宿泊に要した費用を支給する。

5 法人又は施設が当該用務に対して報酬を支払う場合には、第3項に規定する日当を支給しないか又は減額することができるものとする。

第 3 条 この規程に定めのない事項であって、必要な事項については理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年5月29日から施行する。
2 施行後のこの規程は、平成14年4月1日から適用する。
3 施行後のこの規程を適用する場合においては、この規程の施行前の社会福祉法人井ノ口会役員の報酬及び費用弁償に関する規程に基づいて支給された費用弁償の額は、施行後のこの規程の規定による費用弁償の内払いとみなすものとする。

附 則

1 改正後の規程の規定は、平成14年10月22日から施行し、平成14年11月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の規程の規定は平成16年1月1日から適用する。